

所得税および復興特別所得税の確定申告に関するお知らせ

名古屋西税務署の確定申告会場のご案内

会場：愛知県産業労働センター（ウインクあいち）6階
 ※ 交通機関（JR・地下鉄・名鉄・近鉄）名古屋駅より
 ◎JR名古屋駅桜通口からミッドランドスクエア方面 徒歩5分
 ◎ユニモール地下街5番出口から 徒歩2分

所在地：名古屋市中村区名駅四丁目4番38号

開設期間：2月16日（金）～3月15日（金）

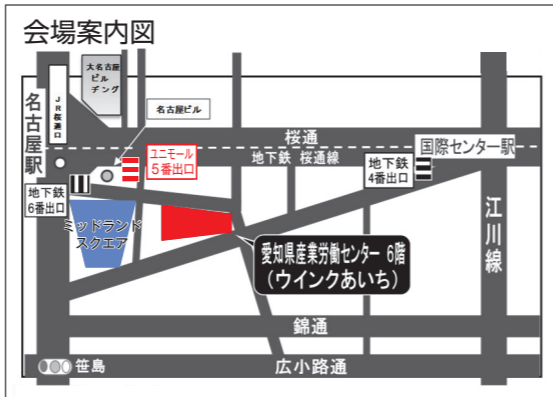
※ 土・日曜日、祝日を除く。
 ただし、2月25日（日）に限り開設します。

時間：午前9時15分～午後5時

※ 確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です。
 「入場整理券」は、LINEアプリを使ったオンラインによる事前発行、
 又は、確定申告会場での当日配付の二つの方法で配付します。
 （「入場整理券」の配付状況に応じて当日配付ができず、後日の来場を
 お願いする場合がありますのでご了承ください。）
 なお、配付状況は国税庁ホームページから確認できます。
 また、確定申告期限間際は特に混雑しますので、ご来場をお考えの方
 は、早期の来場をお願いします。

※ 確定申告会場では、基本にご自身のスマートフォンで申告していただきます。来場の際は、事前に
 マイナポータルアプリをインストールするほか、①源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類 ②スマ
 ートフォン及びマイナンバーカードが必要になりますので、ご準備をお願いします。（マイナンバーカ
 ードの利用には、発行時に設定した2つのパスワードが必要です。①署名用電子証明書（英数字6桁～
 16桁） ②利用者証明用電子証明書（数字4桁）

問合せ先：名古屋西税務署 〒451-8503 名古屋市中村区押切二丁目7番地21号
 TEL 052-521-8251 ※音声案内に従って操作してください。



国税庁LINE公式アカウント

〈税務署からのお知らせ〉

- ※ 作成済みの申告書は、郵送等により税務署にご提出ください。
- ※ 会場開設期間中、**名古屋西税務署内では申告書の作成指導を行っておりませんので、ご了承ください。**
- ※ 確定申告会場は、**名古屋西税務署・名古屋中村税務署・熱田税務署・中川税務署の合同会場**になります。
- ※ 駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。

◎ 所得税および復興特別所得税の確定申告が必要な方

- ▶ 事業、不動産、雑所得などがある方で、令和5年中の各種所得金額の合計額が基礎控除やそのほかの所得控除（扶養控除など）の合計額よりも大きい方
- ▶ 給与所得者で次のいずれかに当てはまる方
 - ・令和5年中の給与の収入金額が2,000万円を超える方
 - ・給与所得および退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える方
 - ・2か所以上から給与を受けている方で、主な勤務先以外の給与収入などが20万円を超える方



◎ ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請された方へ

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の利用申請をされていても、寄附をした年分の確定申告や市民税・県民税の申告をした場合、申告特例の適用除外となるため、あらためて確定申告が必要となりますのでご注意ください。

なお、確定申告をされる際は、**すべての寄附金についての「領収書（寄附金受領証明書）」または特定事業者が発行する「寄附金控除に関する証明書」が必要**となりますので、ご準備のうえ申告いただくようお願いいたします。

◎ 「異なる課税方式」の選択の廃止について

これまで、上場株式等の配当所得や譲渡所得等については、所得税と市民税・県民税において、異なる課税方式の選択が可能とされてきましたが、令和5年分の確定申告より、所得税と市民税・県民税の課税方式を一致させることとなり、異なる課税方式を選択することはできなくなります。

◎ 申告・納付期限のお知らせ

申告所得税および復興特別所得税、贈与税 令和6年3月15日（金） ※申告・納付期限の誤りに
 個人事業者の消費税および地方消費税 令和6年4月1日（月） ご注意ください。

ご自宅からのe-Tax 申告のご案内

申告書の作成・送信はご自宅でスマートフォンを利用して国税庁ホームページから！



確定申告書等作成コーナー 検索

書き方や計算が分からない…
 ▶ **自動計算** 画面の案内に沿って入力すれば税額まで自動計算



入力がめんどろ…
 ▶ **自動入力** マイナポータル連携や過去の申告データを利用して自動入力

会社が休めない…
 ▶ **自宅から** マイナンバーカードとスマートフォンでe-Tax！

確定申告は、スマートフォンとマイナンバーカードを利用した「ご自宅等からのe-Tax 申告」をお願いします。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って入力・操作することで、所得税の申告書や青色申告決算書・収支内訳書のほか、消費税の申告書の作成・送信が可能です。

申告の作成方法は動画でも紹介しています。また、確定申告の相談は、チャットボットをご利用ください。ご質問に、AIを活用した「税務職員ふたば」が为您解答します。

○ 動画で見る確定申告 	○ チャットボット 
--	--

※ 対応のスマートフォンをお持ちでない場合、申告書を印刷して郵送などにより税務署に提出することもできます。

◆e-Tax の使い方（操作方法等）の問合せ e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎ 0570-01-5901 （全国一律市内通話料金）	◆申告書の作成内容が分からない場合の問合せ 電話相談センター（名古屋西税務署） ☎ 052-521-8251 ※音声案内に従って操作してください。
--	--

◎ 本人確認書類に関するお知らせ

申告手続きには、**マイナンバーの記載** と **本人確認書類の提示または写しの添付** が必要です。
 （本人確認書類）

マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカードをお持ちでない方
＊マイナンバーカードだけで本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。 ＊ご自宅からe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示または写しの提出が不要です。	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <マイナンバー確認書類> 通知カード※1、マイナンバーの記載のある住民票の写しまたは住民票記載事項証明書のうち、いずれか一つ </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <身元確認書類> 運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポート、障害者手帳、在留カードなどのうち、いずれか一つ </div> </div> <p>本人確認には、<マイナンバー確認書類>と<身元確認書類>のどちらも必要です。 ※1 通知カードは記載情報と現況に相違ないものに限りです。</p>

配偶者控除、扶養控除、16歳未満の扶養親族、事業専従者などについて申告される場合は、その方のマイナンバーの記載も必要となります。（本人確認書類の提示または添付は不要です。）

◎ 市民税・県民税の申告が必要な方

- ▶ 令和6年1月1日現在、市内に住所があり、次に該当する方（※確定申告書が必要な方を除く）
 - ・ 営業等、農業、不動産などの所得がある方
 - ・ 土地や家屋、山林などの譲渡所得がある方
 - ・ 雑所得（公的年金等、業務、その他雑所得）、一時所得（満期返戻金等）、配当所得がある方
 - ・ 令和5年中に受け取った公的年金等の収入の合計金額が400万円以下、かつ公的年金等以外の所得金額が20万円以下の方で、社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除などを受ける方

令和5年中に収入のなかった方や、非課税所得（遺族年金、障害年金など）のみの方は申告の義務はありません。ただし、所得証明書などの交付、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料および介護保険料の算定、児童手当などの給付、公営住宅の申込・家賃算定などに必要となる場合がありますので、必要に応じて申告してください。

申告会場にお持ちいただく物

- ▶ 本人確認書類（マイナンバーカード、またはマイナンバーを確認できる書類および身元確認ができる書類）
- ▶ ID・パスワード方式の届出完了通知（発行済の方）
または税務署から届いた「確定申告のお知らせ」はがき
- ▶ 給与・公的年金等がある方は、源泉徴収票の原本
- ▶ 還付申告の方は、申告者名義の預貯金通帳など振込先の口座がわかるもの



上記以外に、申告内容によっては下記の書類が必要となります。

申告内容等	必要な書類
営業等・不動産・農業所得がある方	収支内訳書 * 市民税・県民税申告の場合のみ受付します。 * 帳簿、領収書などをもとに作成してください。作成されていない場合は受付できません。
医療費控除	医療費の明細書 明細書を作成していない場合は、医療費控除の受付ができませんので、必ず明細書を作成してください。(領収書のみでは受付できません)
社会保険料控除 小規模企業共済等掛金控除	国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付済額通知書または領収書、国民年金保険料の控除証明書、小規模企業共済等掛金の支払証明書
生命・地震保険料控除	生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料・地震保険料の支払証明書
寄附金控除	寄附金の領収書（寄附金受領証明書）または特定事業者が発行する寄附金控除に関する証明書
障害者控除	身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳など
配当控除	支払通知書、特定口座年間取引報告書

◎ 北名古屋市のホームページから市民税・県民税の申告書が作成できます

ホームページ内の「個人市民税・県民税申告書作成コーナー」にて、給与や公的年金等の源泉徴収票、各種控除に関する証明書などを基に収入・所得情報、控除情報などを入力していただくことにより、市民税・県民税申告書を作成し、自宅のプリンターからプリントして市に提出することができます。

◎ 自分で申告書を作成したいけれど、パソコンが無い…という方へ

市の申告相談期間中、同会場内に国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」、北名古屋市ホームページの「個人市民税・県民税申告書作成コーナー」を利用できるパソコンを設置します。ご自宅にインターネット環境などが無い方でご自身で申告書を作成したい方は、ぜひこちらをご利用ください。

◆◆ 確定申告書用紙などの配布・税務署宛投函箱の設置について ◆◆

○確定申告書用紙などの配布場所は、西庁舎税務課となります。

- ※ 市の申告相談会の受付時間中は、市の申告会場でも配布を行います。
- ※ ご自宅で国税庁ホームページから印刷もできますので、ぜひご利用ください。
- ※ 市の申告会場で申告相談される方は確定申告書用紙（第一表・二表）のご用意の必要はありません。（添付する医療費控除の明細書などはご用意ください。）
- ・ 申告期間中（2月16日～3月15日）における確定申告書の税務署宛投函箱の設置は、西庁舎税務課と市の申告会場（受付時間中）のみとなります。



市職員による申告相談会（市民税・県民税申告、確定申告）

会 場：北名古屋市健康ドーム2階 ミーティングルーム、会議室

所 在 地：北名古屋市九之坪笹塚1番地

電話番号：0568-22-9931（申告会場専用回線）

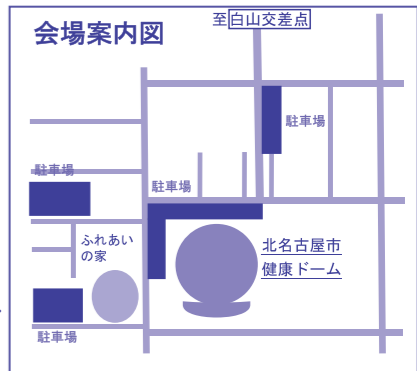
受付時間：午前8時30分～正午、午後1時～午後3時

※一日の受付定員に達した場合は、その時点で受付を終了します。

受付対象：市民税・県民税申告の方

所得税確定申告の方[給与所得、雑所得（公的年金等、業務、その他の雑所得）、配当所得（総合課税）、一時所得]

日 程：2月16日（金）～3月15日（金）（※ 土・日曜日、祝日を除く）



月 日	曜日	地区	月 日	曜日	地区
2月16日	金	薬師寺・鍛冶ケ一色・西春駅前	3月4日	月	鹿田・井瀬木・徳重・石橋
19日	月	薬師寺・高田寺・鍛冶ケ一色・西春駅前	5日	火	片場・井瀬木・西之保・石橋
20日	火	六ツ師・高田寺・野崎	6日	水	片場・久地野・西之保・法成寺
21日	水	六ツ師・二子・弥勒寺・野崎	7日	木	久地野・北野・法成寺
22日	木	熊之庄・二子・弥勒寺	8日	金	六ツ師・中之郷・北野・沖村
26日	月	熊之庄・能田・宇福寺	11日	月	熊之庄・中之郷・沖村
27日	火	九之坪・能田・山之腰・宇福寺	12日	火	鹿田・九之坪
28日	水	九之坪・加島新田・山之腰	13日	水	鹿田
29日	木	鹿田・加島新田	14日	木	地区指定なし
3月1日	金	鹿田・徳重	15日	金	地区指定なし

※ 申告会場の混雑を緩和するため、上記の日程により地区別に受け付けます。できる限り上記の日程に則ってお越しください。

※ 会場建物は午前8時30分まで開場いたしません。早い時間からお並びいただかないようお願いいたします。

※ 開設期間中は市役所税務課窓口では申告の受付・相談は行っておりません。

※ インボイスに関する相談は市の会場ではできません。名古屋西税務署にご相談ください。

※ 災害等の発生により、状況によって申告受付を中止する場合があります。

◆◆ 市の申告会場で受付できない方 ◆◆

- * 営業等所得、農業所得、不動産所得、先物取引に係る雑所得、譲渡所得（土地、建物、株式）、退職所得があり確定申告が必要な方
- * 分離課税の申告をする方
- * 初年度の住宅借入金等特別控除や他の住宅関係税額控除を受ける方
- * 暗号資産（仮想通貨）に関する所得の申告をする方
- * 雑損控除・繰越損失の申告をする方
- * 準確定申告、修正申告、過年度申告、更正の請求をする方
- * 消費税または贈与税の申告をする方
- * 国外居住者を扶養している方（年末調整で申告済の方を除く）
- * 令和6年1月1日現在で北名古屋市に住民登録のない方

上記に該当する方で、確定申告の相談をされる方は、名古屋西税務署が開催する確定申告会場（裏面参照）で申告相談をしてください。また、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」によるご自身での申告書作成や、e-Taxによるご自宅からの電子申告をぜひご利用ください。

（市民税・県民税に関するお問い合わせ）

北名古屋市役所 税務課 個人市民税担当 TEL (0568) 22-1111（代表）